



大船渡旁基署ニュース

晚秋の候 大船渡労働基準監督署 署長 渡辺 幸輝

夏を思わせる暖かい日が続いていましたが、最近はめっきり涼しくなりました。台町公園の木々も緑から黄色、赤へ変わりつつあり、秋の終わりそして冬の足音が聞こえてくる季節となりました。体調管理に注意したいところです。さて、労働災害発生状況ですが、前年より大幅に減少している傾向が見られます。これもひとえに皆様方の日頃の取り組みの成果が表れているものと思われます。災害統計は暦年で集計しますので、あと2か月よろしくお願ひします。また、健康確保への取り組みについては複数の事業場から好事例を提出していただきました。ありがとうございます。提出いただいた事例については次号で紹介できると思います。ぜひ参考にしてください。引き続き安全衛生活動の積極的な推進をよろしくお願ひします。ともに頑張りましょう！



11月は「過労死等防止啓発月間」です

【過労死等の現状】

過労死等とは「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害」とされています。令和2年度の過労死等の労災補償状況は、脳・心臓疾患に係る支給決定件数は194件、うち死亡は67件、精神障害に係る支給決定件数は608件、うち自殺は81件となっており、これだけの方々が、過重労働等が原因で健康を害している現状があります。

- 週の労働時間が60時間を超えていないか 仕事上の不安や悩みを抱えている労働者はいないか
 勤務間インターバル制度を導入できないか 年次有給休暇の取得はできているか

【勤務間インターバル制度とは？】

終業時刻から、翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息期間を設けて、睡眠時間などを確保しましょうという制度です。慢性的な睡眠不足は脳・心臓疾患のリスクだけでなく、生活習慣病などのリスクを高めてしまうのです。制度を難しく考えず、「残業が長くなったら●時間は睡眠時間をとれるように始業時刻を遅らせよう」と目標を立ててみましょう。

【働くかせすぎてしまったら？】

時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者から申出があると、使用者は医師の面接指導を行わなければなりません。（面接指導の詳細は次号以降で掲載します）疲労が蓄積すると心身の健康状態も低下してしまいます。疲労蓄積度自己診断チェックシートを使用して改善に役立てましょう（当署にも用意しているほかインターネットでダウンロード可能です）。

◆ 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書

9月号で報告書が公表されたことを紹介しましたが、その後、下記のとおりYouTubeなどで情報が確認できるようになってきたようです。ご参考にしてください。

- ①【報告書の内容の紹介動画】
安衛研のYouTubeチャンネル
<https://youtu.be/BTYUo5hw2JA>

②【その他参考資料】関係資料は順次掲載予定です。
https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html



◆ 職場における腰痛予防サイトについて

職場の腰痛予防対策について、わかりやすい動画でご紹介しています。介護や看護、保育などの保健衛生業に従事する方向けの動画と、陸上貨物運送業に従事する方向け（12月公開予定）の動画に分けていますので、ご自身の職場にあった具体的な対策を学び、すぐに対応することができます。（公開期間：～令和4年3月末）

◆ ドローンの活用について

機械設備の検査・点検はさまざまな分野で行われています。
さて、一部業種に限定する話ですが…今般「「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて」という通達が発出されました。（令和3年9月28日付）

これまで、新技術であるドローンについて、既存の指針等での目視確認に代用できるかの判断がされていませんでしたが、今回の通達で、目視確認と同等以上と判断できるというような内容になります。

世の中の技術の進展を感じます。ご参考に。



($\mu = 0.1, \sigma = 0.05$)

◆11月は「令和3年度いわて年末年始無災害運動」の準備期間です

(本期間は令和3年12月1日から令和4年1月31日までの2ヶ月間です)

今年も秋を迎え、朝夕には寒さを感じる季節となっていますが、さらにその先には冬・年末年始が待っています。

年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが平時以上に高まる時季となります。

このため、例年、12月と1月の2ヶ月間を実施期間として「いわて年末年始無災害運動」を展開し、労働災害防止に重点的に取り組むこととしています。これに先立つ11月は準備期間という位置付けとされています。

昨シーズンは冬季に災害が爆増!!



昨シーズンは、久々の降雪・積雪が多い年でした。
(日本海側では観測史上1位を記録する地域もありました)



このような気象状況は労働災害の件数にも表れ、岩手県内の全産業における労働災害の発生人数は下記の表のとおりで、12月～2月に非常に多発しました。特に、「事故の型」別での「転倒」災害が著しい状況となりました。

令和2年（確定値）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	117	127	87	122	103	115	110	108	112	108	88	161
うち、転倒	44	51	18	21	22	24	22	21	25	25	19	72

令和3年（8月末現在速報値）												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	222	158	108	94	93	90	78	51				
うち、転倒	134	64	19	24	15	8	15	11				

昨年の結果を踏まえ、今シーズンこそは事前に心の準備をしておき、事前に必要な準備・対策を講じることが望まれます。

ですので、11月の準備期間中をそれらの時期と考え、率先して準備等に取り掛かり、労働災害が発生しないよう頑張りましょう。

～いわて年末年始無災害運動実施要綱～

1～5 略

6 実施者 各事業場

7 実施事項

(2) 各事業場の実施事項

ア 冬季特有災害の防止

- ① 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止（「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進）
- ② 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止
- ③ 雪降ろしの際の災害防止
- ④ 火災・火傷の防止
- ⑤ 一酸化炭素中毒の防止
- ⑥ 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止
- ⑦ 作業時の保温・体操の実施
- ⑧ その他の冬季特有災害の防止

イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施

ウ 「安全決意宣言」の実施

エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加

1～4 略

5 実施者（各事業場）の実施事項

(1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項

① 6月の実施事項

ア 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議

イ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡回、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡回等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認

(2) 準備期間（冬季前）の実施事項

ア 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起

イ 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

④ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

⑤ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

⑥ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

⑦ 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

⑧ 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、①～⑦の事項の重点的な実施

⑨ 定期的な職場点検、巡回の実施

⑩（必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請

⑪ 転倒予防体操の励行

(3) 冬季における転倒災害防止対策

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築

イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知

ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保

イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施

ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知

エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し

オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所（屋外通路や駐車場等）における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の勧奨

発◆生労状況災害の知らせ
令和3年9月末現在速報値

令和3年9月末現在速報値

	今年	前年同期比
製造業	8人	-7人
建設業	19人	+5人
運輸・交通業	4人	-1人
林業	6人	+2人
畜産・水産業	2人	±0人
商業	3人	-6人
通信業	0人	-2人
保健衛生業	8人	+2人
接客・娯楽業	0人	-4人
その他業種	4人	+2人
合計	54人	-9人

＜災害事例＞ 個人宅の倉庫の解体工事後、別工事として木の伐採工事を請け負い、作業していた7人中6人が工事終了から数日後にそれぞれ時間差で漆による接触性皮膚炎を発症し、それぞれが休業3～8日となった。
(建設業) (休業4日以上5人)

岩手県内では「林業死亡労働災害多発警報」（林業・木材製造業労働災害防止協会）が発令中です。期間は令和3年7月19日から10月末までです。